

○不発弾等の処理について

昭和33年6月20日
／保内訓第8号／捜一内訓第6号／
本部長
※原文縦書き

爆発物件等の処理等に対する警察措置については、昭和28年5月8日付規防発第9号「爆発物件の処理に伴う保安上の警察措置について」に基き、処理して来たところであるが、今般自衛隊法の一部改正(昭和33年法律第164号)に伴い、今後陸上において発見された不発弾その他の火薬類(以下「不発弾等」という。)の除去及び処理(以下「処理」という。)は、自衛隊において行うこととなつたが、不発弾等の処理は、公安の安全に影響するところが極めて大きいので、相互に連絡協調のうえ、危害防止の万全を期することとしたので、各位は下記により爆発物の処理に伴う保安措置について遺憾のないように配意せられたい。

記

1 対象物件

陸上において発見された不発弾等

(注) 機雷又は機雷に類するものの処理は、実質的には海上自衛隊が行うこととなる。

2 不発弾等に対する措置

不発弾等を発見し、又は発見の届出を受けた場合は、速やかに次の措置をとること。

(1) 発見報告

直ちに現場に出張し、不発弾等の種類、数量その状態及び所在地(保管の場所)附近の状況等を確認し、別添様式により直ちに報告(2通)すること。

ただし、弾状その他の状況より緊急処理を要するものについては、同様式により電話即報すること。

(2) 処理要請等

ア 前記発見報告を受理した生活安全部生活環境課は直ちに自衛隊に対し、これが処理要請を行うものとする。

イ 前記処理要請は緊急なものを除き文書(発見報告書を代用する。)により行うものとする。

ウ 処理要請に対する自衛隊よりの処理予定月日、処理上の警戒措置要請等の通報連絡は、生活安全部生活環境課を通じて行う。

(3) 不発弾等の警戒措置等

不発弾等の発見により、自衛隊の処理が完了するまでの間、公共の安全を維持するための必要な警戒措置をとる上において自衛隊の技術援助を必要とするときは、発見報告に準じて要請すること。

前記要請があつた場合は生活安全部生活環境課は前項ア、ウに準じて措置すること。

なお、自衛隊の技術援助を必要としないものの保安措置としては、おおむね次によること。

ア 手榴弾等の移動容易なものは、暴発等の危害防止に万全を期し、安全な場所に保管(埋蔵)すること。

イ 大型爆弾等は処理が完了するまで

(ア) 露出していることが危険であり、埋没容易なものは、爆発に注意して埋没し標識を附し置くこと。

(イ) 爆弾の種類、数量等に応じ十分な安全距離をとり、立入禁止区域を設けること。

(ウ) 立入禁止境界の縄張り柵等に「爆発物危険」等の赤札等標識を付し一般の注意を喚起すること。

(エ) 交通、人家等の状況に応じ必要な警戒員を配置すること。

(4) 不発弾等の処理に際しての警戒措置

ア 不発弾等の処理に際し、自衛隊より、危害予防上必要とする現場の住民の退避、交通の禁止その他警戒措置について要請があつたときは、当該要請事項の措置に遺憾のないようにすること。

イ 自衛隊よりの前号要請の有無に拘わらず自衛隊の処理官と処理前において概ね次の事項を打合せ又は現場の共同調査を行い必要な警戒措置をなし、不測の事故防止に努めること。

(ア) 処理物件の種類、数量、状態

(イ) その所在地及び附近の状況

(ウ) 自衛隊の行う処理方法

(エ) 現場附近住民の退避

(オ) 交通の禁止又は制限

(カ) 立入禁止区域の範囲

(キ) その他保安上必要な措置

(昭49福警務内訓2・昭61本部内訓4・平8本部内訓9・平17本部内訓13・平18本部内訓12・本項一部改正)

3 処理結果の報告

処理結果は電話即報すること。

ただし事故発生の場合は保内訓第5号(昭和30年3月3日)の様式第4号による。

4 その他

(1) 駐留米軍の訓練等によつて落下した不発弾等の処理は米軍側において行うこととなるが、この場合の警戒措置等については前記各項に準じて行うこと。

(2) 証拠物件等に対する措置については、保内訓第9号(昭和30年4月4日)「押収火薬類の取扱いについて」により処理すること。